

熊本県公報

第 1 1 6 1 7 号
平成 19 年 10 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 1
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(") 2
○熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(") 2
○熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令	(") 2
告 示	
○生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 3
○鳥獣保護区の指定	(自然保護課) 3
○鳥獣保護区設定の一部改正	(") 3
○ " " " " " "	(") 4
○ " " " " " "	(") 5
○ " " " " " "	(") 5
○ " " " " " "	(") 6
○禁猟区設定の一部改正	(") 6
○休猟区指定の廃止	(") 6
○休猟区及び特例休猟区の指定	(") 6
○特例休猟区の指定	(") 7
○ " " " " " "	(") 8
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(") 9
○銃猟禁止区域設定の廃止	(") 9
○銃猟禁止区域設定の一部改正	(") 9
○銃猟禁止区域設定の廃止	(") 10
○ " " " " " "	(") 10
○県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務委託に関する参加資格等	(情報企画課) 10
○道路の供用開始	(道路保全課) 10
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 11
○公共測量の終了	(監 理 課) 11
○県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務委託に関する総合評価一般競争入札の実施	(情報企画課) 11
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 15
○換地処分	(農村整備課) 15
○ " " " " " "	(") 15
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 16
登 載 依 頼	
○熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程	(監査委員事務局) 16
○熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会) 16
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(人事委員会事務局) 22
○留守番電話機の賃貸借の一般競争入札	(県警本部地域課) 22
○熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令	(議会事務局) 24

訓 令

熊本県訓令第 40 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各地方出先機関
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の課（総室・室・センター）長専決事項の欄中第 5 号を削り、同表同欄中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
 別表第 3 総務部人事課の項第 2 項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 2 号及び第 4 号中「こと（）」の次に「総務事務センター及び」を加え、同表同部総務事務センターの項に次の 1 項を加える。

2 本庁の職員並びに熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会及び熊本県天草不知火海区漁業調整委員会の職員の給与の集中処理に関すること。				1 扶養親族に係る届出の処理をすること。 2 通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に関すること。		
---	--	--	--	---	--	--

附 則
 この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 41 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）各 地 方 出 先 機 関
 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県出納局処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 30 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 課長専決事項の欄中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則
 この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 42 号

熊本県労働委員会訓令第 2 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）各 地 方 出 先 機 関
 労働委員会事務局
 熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県労働委員会事務局処務規程（昭和 48 年熊本県訓令第 72 号、熊本県地方労働委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
 第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 9 号中「第 4 号から第 6 号まで」を「第 3 号から第 5 号まで」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 10 号を第 9 号とする。

附 則
 この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 43 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）各 地 方 出 先 機 関
 熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令を次のように定める。
 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令
 熊本県行政事務指導監察規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1140 号）は、廃止する。
 附 則
 この訓令は、平成 19 年 10 月 31 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 917 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
 施術者を次のように指定した。
 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 42	あそ整骨院	江島 弘樹	阿蘇市内牧 1158-1	平成 19 年 10 月 23 日

熊本県告示第 918 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項（鳥
 獣保護区の指定）の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したので、同条第 9 項の規定
 により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 浦鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区
 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え
 置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 145 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 919 号

昭和 42 年 10 月 31 日熊本県告示第 849 号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、
 平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 2 の規定により、次の
 とおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林
 省令第 108 号）第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関
 する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区
 の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

- 宮原鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）にお
 いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局
 に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 面積 464 ヘクタール
 - 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 福連木鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区
 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え
 置いて縦覧に供する。）
 - 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 五木鳥獣保護区の項を削る。
- 大野小学校鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 葦北郡芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）にお
 いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局
 に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 面積 3 ヘクタール
 - 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 小峰小学校鳥獣保護区の 1、2 及び 4 を次のように改める。
- 1 名称 小峰鳥獣保護区
 - 2 区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）に
 おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興
 局に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
河俣小学校鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
豊内鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 上益城郡甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
砥用小学校鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 下益城郡美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 920 号

昭和 52 年 10 月 31 日熊本県告示第 1035 号の 2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 2 第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

- 緑川鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 下益城郡美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
豊福鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
下巢鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,472 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
乙姫鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
水俣鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 630 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
福浜鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 葦北郡津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
瀬戸堤鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 球磨郡相良村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
千歳山、松島鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備

え置いて縦覧に供する。)

- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

熊本県告示第921号

昭和57年10月20日熊本県告示第1080号の2(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

小牧羅漢鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。

- 2 区域 阿蘇郡南阿蘇村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 217ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

熊本県告示第922号

昭和62年10月27日熊本県告示第719号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

国見山鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 2 区域 山鹿市、玉名郡玉東町、和水町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 彦岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 荻岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 斧岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇市、阿蘇郡南小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 休暇村鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡高森町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 480ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 山鹿鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡産山村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 御所浦鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

- 有明鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 荒尾市、玉名市、玉名郡長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 - 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 木葉小学校鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 玉名郡玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 - 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 923 号

平成 9 年 10 月 31 日熊本県告示第 790 号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 2 の規定により鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

米原鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。

- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 924 号

昭和 37 年 10 月 13 日熊本県告示第 577 号（禁猟区の設定）の一部を次のように改め、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「狩猟法（大正 7 年法律第 32 号）第 9 条の規定により禁猟区を次のように設定する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

市房ダム鳥獣保護区の 2 及び 3 を次のように改め、5 を削る。

- 2 区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 925 号

平成 16 年 9 月 15 日熊本県告示第 938 号（休猟区の設定）は、平成 19 年 10 月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 926 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

また、次の休猟区のうち、同法第 14 条第 1 項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる区域を特例休猟区として指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 木葉山休猟区
 - 区域 玉名市、玉名郡玉東街、和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 - 面積 1,580 ヘクタール
 - 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 2 平小城休猟区
 - 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区

- 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 1,190 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 3 鹿南休猟区
 区域 鹿本郡植木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 870 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 4 柏休猟区
 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 1,490 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 5 頭岳休猟区
 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 2,925 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 6 矢田原特例休猟区
 区域 阿蘇郡南小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 730 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 7 産山特例休猟区
 区域 阿蘇郡産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 977 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 8 走水特例休猟区
 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 1,820 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 9 田川特例休猟区
 区域 葦北郡芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 1,250 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 10 矢筈特例休猟区
 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 1,720 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで
- 11 湯山特例休猟区
 区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて置いて縦覧に供する。)
- 面積 307 ヘクタール
 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 927 号

平成 17 年 10 月 26 日熊本県告示第 1249 号（休猟区の指定）により告示した休猟区のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる休猟区（特例休猟区）を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 東緑川特例休猟区

- 区域 東緑川休猟区全域（上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,046 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成20年10月31日まで
- 2 下岳特例休猟区
- 区域 下岳休猟区全域（八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,100 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成20年10月31日まで
- 3 八峰山特例休猟区
- 区域 八峰山休猟区全域（八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,250 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成20年10月31日まで
- 4 松ヶ野特例休猟区
- 区域 松ヶ野休猟区全域（球磨郡多良木町、あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,550 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成20年10月31日まで
- 5 竹の川特例休猟区
- 区域 竹の川休猟区全域（球磨郡五木村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 2,250 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成20年10月31日まで

熊本県告示第928号

平成18年10月30日熊本県告示第1092号（休猟区の指定）により告示した休猟区のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる休猟区（特例休猟区）を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年10月31日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 荻の草特例休猟区
- 区域 荻の草休猟区全域（阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 922 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで
- 2 馬見原特例休猟区
- 区域 馬見原休猟区全域（上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,023 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで
- 3 小金峰特例休猟区
- 区域 小金峰休猟区全域（八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,200 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで
- 4 田野特例休猟区
- 区域 田野休猟区全域（人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,960 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで
- 5 八ヶ峰特例休猟区
- 区域 八ヶ峰休猟区全域（球磨郡あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1,170 ヘクタール
- 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

熊本県告示第 929 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 玉名特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 787 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 米渡尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名郡和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 275 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 宮尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市、玉名市、玉名郡長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 712 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 船山古墳特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名郡和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 100 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 永特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 菊池市、合志市、菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 430 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 合志特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 合志市、菊池郡菊陽町、大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 490 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 竹の畑特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 阿蘇郡産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 62 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 人吉特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 700 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 930 号

昭和 52 年 10 月 31 日熊本県告示第 1035 号の 21（銃猟禁止区域の設定）は、平成 19 年 10 月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 931 号

昭和 55 年 10 月 31 日熊本県告示第 864 号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

合志銃猟禁止区域の項を削る。

熊本県告示第 932 号

昭和 62 年 10 月 27 日熊本県告示第 727 号（銃猟禁止区域の設定）は、平成 19 年 10 月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 933 号

平成 9 年 10 月 31 日熊本県告示第 796 号（銃猟禁止区域の設定）は、平成 19 年 10 月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 934 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 調達する特定役務の名称等

(1) 名称

県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務 一式

(2) 概要

県市町村共同利用型地理情報システムに係るアプリケーション開発、ファシリティ及びハードウェア/ソフトウェア提供、ヘルプデスク、運用・保守、職員研修の業務等を委託する。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 10 月 31 日（水）から平成 19 年 11 月 14 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 935 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	265号	阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川 2037番2地先から 同所 2053番2地先まで	118.0	仮設迂回路

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 1 日

公 告

熊本県公告第 874 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	更新した 年月日
熊本県肥 第 1376 号	消石灰	73.0 消 石灰	アルカリ 分：73.0	該当なし。	安田石灰工業株式会社 八代市花園町 9 番 14	平成 19 年 11 月 25 日

熊本県公告第 875 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）	平成 17 年 7 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで	熊本市、八代市、牛深市、菊池市、 益城町

熊本県公告第 876 号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

縣市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務 一式

(2) 概要

縣市町村共同利用型地理情報システムに係るアプリケーション開発、ファシリテイ及びハードウェア／ソフトウェア提供、ヘルプデスク、運用・保守、職員研修の業務等を委託する。

(3) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

ア 入札金額は、縣市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として業務委託等（17）情報処理業務（①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4 の（5）のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁推進班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2145（ダイヤルイン）
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 10 月 31 日（水）から平成 19 年 11 月 14 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 11 月 7 日（水）午前 11 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 10 階 TV 会議室
ウ その他
出席者は 1 者につき 2 人までとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 12 月 12 日（水）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 10 階 TV 会議室
ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (5) 入札書及び提案書の提出方法
4 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 12 月 11 日（火）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の（5）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

- に限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者に対しては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
イ 総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に依り 1,050 点の範囲内で技術点を与える。
ウ 入札価格については、「 $450 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
エ 上記イ及びウにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点の最も高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Duties of construction and the use of the Geographic Information Systems which Kumamoto prefecture and cities,towns and villages use jointly
- (2) Period of commission:
From the day of contract through March 31,2012
- (3) Date and place to submit bidding proposal:
Date:1:30p.m.,December 12,2007
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:
Bidding proposal must arrive no later than December 11,2004,5:00p.m.

- (5) Language and currency to be used for bidding:
Language:Japanese
Currency:Japanese currency only
- (6) Contact information:
Information and Planning Division
Department of Regional Planning
Kumamoto Prefectural Government
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto - shi
Kumamoto - ken,Japan,862 - 8570
Phone:096 - 333 - 2145

別記 落札者決定基準

県市町村共同利用型地理情報システムの構築および運用業務 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1	1. 本件委託業務 に対する提案者の理解及び作業計画の考え方	1. 提案者の理解	本業務の受託に当たって、「仕様書」に基づいた基本的な考え方や実施方針について、具体的に記述されているか評価する。	重要	100
2		2. 委託業務項目とスケジュール	本業務を遂行するに当たり、「仕様書」に基づいて必要となる委託業務の作業内容、スケジュールについて、具体的に記述されているか評価する。	重要	100
3		3. システム開発時における体制	システム開発時における、受託者の体制について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
小 計					300
4	3. 各システム開発の考え方	1. ベースマップについて	本業務において求められている、詳細地図、航空写真等のベースマップについて、提供される情報の内容、更新方法や作成方法等有している特長について、具体的に記述されているか評価する。	最重要	150
5		2. 各システムの機能について	仕様書において、各システムの機能として求められていることの実現、追加機能及び想定外の機能について、具体的に記述されているか評価する。(仕様書に記載されている機能については、提案要領で示す様式にて○×で記述する。)	最重要	150
小 計					300
6	4. ファシリティや運用・保守等の考え方	1. ファシリティ	ネットワークの具体的な実現方法及びデータセンタ施設や設備の特長等について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
7		2. ハードウェア/ソフトウェア	ハードウェア/ソフトウェアの選定機器仕様、構成等について具体的に記述されているか評価する。	普通	50
8		3. ヘルプデスク	ヘルプデスクの概要、体制及び運用について具体的に記述されているか評価する。	普通	50
9		4. 運用・保守	運用・保守業務の体制、作業内容、作業方法、報告等について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
10		5. 職員研修	職員研修の実施方法、内容等について具体的に記述されているか評価する。	普通	50
小 計					350
11	4. その他	1. 受託実績	類似業務の受託実績について評価する。	普通	50
12		2. 追加提案	「仕様書」に記述されていないその他提案について評価する。	普通	50
小 計					100
合 計					1,050

熊本県公告第877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成19年6月1日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市及び天草市の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成19年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ本渡店
天草市大浜町376番1ほか
- 2 市町村意見の概要
 - （1）隣接の幼稚園の日照・騒音・通風などに関して、環境が悪化することが予測されるため、園舎からの距離を更に離して建設するなど教育環境の保持に特段の配慮を行い、園児の心身の健康に悪影響が生じないように対策を講じること。
 - （2）店舗駐車場出入口に面する道路の左右には、すぐ近くに交差点やバス停があり、店舗への右折による出入りの際、交通渋滞が懸念されることから、交通整理員を配置するなど、十分な対策を講じること。
また、小中学校生徒の通学路となっており、駐車場の出入口における児童生徒の安全を確保すること。
 - （3）近隣の病院に入院加療中の患者の健康に影響を及ぼすことがないように、また住民の安眠を保障するため、夜間の照明については十分配慮し対策を講じること。
 - （4）荷さばき及び廃棄物収集作業中のアイドリング禁止や、車での来店者に対し、アイドリング禁止の指導をするなど、騒音対策を徹底すること。
 - （5）閉店後は、駐車場を閉鎖するなど、防犯対策を講じること。
 - （6）近隣住民から各種相談があった場合は、誠意をもって対応すること。
- 3 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
 - （1）幼稚園のすぐ南側に高い壁ができることによる日照・通風・圧迫感等の問題による園児への健康への影響を考慮し、建物を離して建ててほしい。
 - （2）日照権について説明会で、天井高等低くするよう要望したが、店のデザインを守るためと拒否された。地域との共生という観念がない。
 - （3）自然換気の中で保育を行っているので、車の排気ガスやエアコンの室外機の影響が出ないように配慮してほしい。
 - （4）建物移動により不足する駐車スペースを分散配置により交通渋滞や日当たりの問題は解決できると設置者に提案したが、計画変更できないとのこと。
 - （5）幼稚園、小学校、中学校の通学路になっているので、交通安全や風紀上の不安があるので、閉店後も警備員をおいてほしい。
 - （6）営業時間について近隣は午後8時30分閉店なのでそれに従ってほしい。
 - （7）幼稚園の敷地内の教会には観光の名所もあるが、幼稚園が閉園すると教会の存在も危うくなる。
 - （8）近隣には既存の大型店や商店街があり、これ以上の大型店は不要。
 - （9）大型店の進出で商店街は衰退し、地域コミュニティも崩壊する。商業地域とはいえ、幼稚園、病院、住宅があり環境は壊される。誰が責任をとるのか。
 - （10）大規模店舗は隣とよく話し合いどちらもうまくいくよう県から指導してもらいたい。
- 4 提出された意見書の件数
98件（ただし、市町村の区域以外に居住する者も含む。）
- 5 設置者の対応
上記の意見を受け、設置者は、当初の建築位置より1.5メートル幼稚園からはなして建設するとともに、屋根をななめに切り下げて日が当たるように配慮することとしている。
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成19年10月31日から平成19年11月30日まで

熊本県公告第878号

県営花房中央地区（第1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成19年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第879号

県営花房中央地区（第2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成19年10月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 880 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
清田 ツル、林 源太郎、島川 重吉、本島 一喜、藤田 寅清、白石 惟元、白石 芳徳
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 10 月 5 日付け熊本県告示第 844 号による。

登載依頼**熊本県監査委員告示第 3 号**

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	月 待 孝 一
同	早 川 英 明
同	氷 室 雄 一 郎

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程
熊本県監査委員事務局処務規程（昭和 39 年熊本県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（第 7 条関係）第一課長専決事項の項中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 98 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年選挙管理委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 66 条中「衆議院議員及び参議院（選挙区選出）議員」を「衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員及び熊本県知事」に、「第 2 号」を「第 3 号」に改める。

第 72 条第 1 項中「第 2 条又は第 6 条」を「第 2 条、第 6 条又は第 9 条」に、「第 3 条又は第 7 条」を「第 3 条、第 7 条又は第 10 条」に改める。

第 73 条第 1 項中「第 4 条第 2 号イ又は第 8 条」を「第 4 条第 2 号イ、第 8 条又は第 11 条」に改める。

第 74 条第 1 項中「（第 76 条において「燃料供給業者」という。）」の次に「、同条例第 7 条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（次の 2 条において「ビラ作成業者」という。）」を加え、「第 7 条」を「第 10 条」に改める。

第 75 条第 1 項中「選挙運動用自動車証明書」の次に「、ビラ作成証明書」を、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第 2 項中「第 100 号様式」の次に「、第 100 号の 2 様式」を加える。

第 76 条第 1 項中「第 4 条又は第 8 条」を「第 4 条、第 8 条又は第 11 条」に改め、「燃料供給業者」の次に「、ビラ作成業者」を加える。

第97号様式（その2）を同様式（その3）とし、同様式（その1）の次に次の1様式を加える。

（その2）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日 執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

熊本県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第 98 号様式（その 1）中「第 2 号ロ」を「第 2 号イ」に改める。
 第 98 号様式（その 2）中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同様式（その 2）を同様式（その 3）とし、同様式（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

（その 2）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

熊本県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第99号様式(その1)中「第4条第2号ロ」を「第4条第2号イ」に、「同号ロ」を「同号イ」に改める。
第99号様式(その2)中「第8条」を「第11条」に改め、同様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)の次に次の1様式を加える。

(その2)

ビラ作成枚数確認書

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

1 年 月 日執行何選挙(何選挙区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合に、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

第 100 号様式の次に次の 1 様式を加える。
 第 100 号の 2 様式（ビラ作成証明書の様式）（第 75 条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

100,000枚 + 15,000枚 × (当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数 - 1)

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭（単価）×当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000枚)

_____ = 単価 1 銭未

当該作成枚数

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

満の端
数は切
上げ

第 102 号様式（その 2）中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同様式（その 2）を同様式（その 3）とし、同様式（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

（その 2）

請求書（ビラの作成）

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

熊本県知事 様

住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

印
印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
 下記請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日 執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名、口座番号及び口座名義人

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D 欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合
7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合
365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000枚)

1 銭未満の
端数は切上げ
- 2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第 3 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 10 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 一般事務の項事務局専決事項の欄中第 4 号を第 6 号とし、第 1 号から第 3 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の前に次の 2 号を加える。

1 役付職員（課長補佐以下の職員を除く。）の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。

2 役付職員（課長補佐以下の職員を除く。）の服務に関すること。

別表第 2 総務課長専決事項の欄中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

熊地公告第 977 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

留守番電話機 80 台

(2) 借入物品の規格及び品質等

入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 2 月 29 日（金）

(5) 納入場所

要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 19 年 11 月 9 日（金）午後 5 時までに 4 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出したものであること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 1 日（木）から平成 19 年 11 月 8 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部生活安全部地域課庶務係（熊本県警察本部庁舎 8 階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110（内線 3562）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 11 月 1 日（木）から平成 19 年 11 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 11 月 14 日（水）午後 1 時 30 分から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 11 月 13 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から 7 日以内とする。
ウ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県議会訓令第 1 号

議会事務局

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 10 月 31 日

熊本県議会議長 村 上 寅 美

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和 36 年議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、前項第 3 号及び第 4 号の事項については、あらかじめ議長が指定した職員が専決することができる。

附 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。